

辺野古における船舶転覆事故に係る 海上運送法違反について

沖縄県名護市辺野古沖における船舶転覆事故について、事故船舶である「不屈」の船長であった金井創氏については、本来必要な海上運送法の事業登録を受けずに運送を行った事実が確認されたため、海上運送法違反に該当すると判断し、中城海上保安部への告発を実施しましたので、お知らせします。

1. 概要

- (1) 沖縄県名護市辺野古沖における船舶転覆事故について、転覆事故を起こした「不屈」及び「平和丸」を使用した運送については、海上運送法の事業登録を受けたものでなかったことを受け、国土交通省及び沖縄総合事務局では、今般の運送行為が海上運送法の事業登録を要する行為に該当するか、関係者に対する事実関係の確認を進めているところです。
- (2) そうした中で、同志社国際高等学校への照会等により把握できた情報から、「不屈」の船長であった^{かないはじめ}金井創氏について、次の事実が認められたところです。
 - ①2023年以降、同志社国際高等学校から依頼文を受理していたこと
 - ②2025年を除き、計3か年において合計6回にわたり同校の生徒・教員を運送したこと
 - ③いずれの年も学校から謝礼を領収していること
- (3) このため、同氏については本来必要な海上運送法の事業登録を受けずにこれらの運送を行ったものとして、海上運送法違反に該当すると判断し、中城海上保安部に対して、同法違反に係る告発書を提出しました。

2. 違反の事実及び罰条

海上運送法第22条第1項違反
同法第48条第5号

<お問合せ先>

内閣府沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課
担当者：宇久田、池原
TEL 098-866-1836

<参照条文>

海上運送法（昭和24年法律第187号）〔抄〕

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3～7（略）

8 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいい、これを旅客不定期航路事業と一般不定期航路事業と貨物専用不定期航路事業とに分ける。

9 この法律において「旅客不定期航路事業」とは、一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）をいい、「一般不定期航路事業」とは、人の運送をする不定期航路事業であつて旅客不定期航路事業以外のものをいい、「貨物専用不定期航路事業」とは、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業以外の不定期航路事業をいう。

10～14（略）

第二十二条 一般不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

2～5（略）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四（略）

五 第二十二条第一項の規定による登録を受けないで一般不定期航路事業を営んだとき。